# 社会福祉法人東温市社会福祉協議会虐待防止のための指針

### 1. 法人における虐待防止の基本的考え

社会福祉法人東温市社会福祉協議会(以下、「本会」という。)は、高齢者虐待防止法、障害者虐待防止法並びに児童虐待防止法の趣旨を理解し、虐待に関して次の方針を定め、全ての職員に周知徹底する。

- (1) 利用者の人権を尊重する。
- (2) 職員は利用者に対して虐待を行ってはならない。
- (3) 虐待の防止、早期発見と対応に向けて常に努力する。

#### 2. 虐待の定義

この指針において虐待とは、職員が支援等を行う利用者に対して行う、次の各号の行為を言う。

- (1) 利用者の身体に外傷が生じ、または生じる恐れのある暴行を加えること。
- (2) 正当な理由なく、身体を拘束することまたは行動を制限すること。
- (3) 意図的、結果的であるかを問わず、行うべきサービス提供を放棄または放任し、利用者の生活環境や、身体・精神状態を悪化させること。
- (4) 利用者に対する著しい暴言、または著しく拒絶的な対応、その他の利用者に心理 的外傷を与える言動を行うこと。
- (5) 利用者にわいせつな行為をすること、または利用者にわいせつな行為をさせること。
- (6) 利用者の財産を不当に使用する、または利用者が希望する金銭の使用を理由なく 制限すること。

#### 3. 虐待防止委員会に関する事項

虐待発生防止に努める観点から、「虐待防止委員会」(以下、「委員会」という。)を設置する。

- (1)委員会の責任者は、事務局長とし、各課長・センター長を虐待に関する相談受付窓口、虐待防止担当者とする。
- (2) 委員会は年1回以上開催するとともに虐待の疑いが発生した都度開催する。
- (3) 委員会の委員は事務局長、各課課長・センター長、在宅介護係長とする。
- (4) 身体拘束適正化については、別に身体拘束適正化委員会を設置する。

## 4. 虐待防止のための職員研修に関する基本方針

本指針に基づき虐待防止を徹底するため、職員に対する研修を実施する。

- (1)職員に対する虐待防止のための研修内容は、基礎的内容等の適切な知識を普及・ 啓発するものとする。
- (2) 職員の新規採用時には虐待防止のための研修を実施する。
- (3)介護保険指定サービス事業、障害福祉指定サービス事業に従事する職員に対し年 1回以上虐待に関する研修を実施する。
- (4)研修の実施内容については、研修資料、実施概要、出席者を記録し、5年間保管する。

# 5. 虐待またはその疑い(以下、「虐待等」という。)が発生した場合の対応方法に関する基本方針

- (1) 虐待等が発生した場合は、速やかに関係市町に報告するとともに、その要因の除去に努める。
- (2) 虐待者が職員であったことが判明した場合は厳正に対処する。
- (3) 緊急性の高い事案の場合は、関係市町及び警察等に協力を仰ぎ、被虐待者の権利 と生命の保全を優先する。

# 6. 虐待等が発生した場合の相談・報告体制に関する事項

- (1)職員は利用者、利用者の家族または職員から虐待の通報・相談があった時は、本指針に沿って対応しなければならない。
- (2) 虐待等が発生した場合は速やかに事実確認を行いその内容を関係市町へ報告するとともに、その要因の除去に努める。
- (3) 相談窓口に寄せられた内容は、相談者の個人情報の取り扱いに留意し、当該相談者に不利益が生じないように細心の注意を払う。

### 7. 成年後見制度の利用支援に関する事項

- (1) 利用者またはその家族に対して、利用可能な権利擁護に関する事業について説明 し、その求めに応じ適切な関連機関への案内を行う。
- (2) 後見申立について首長申し立てが必要な場合は、関係市町村へ連絡を行う。

### 8. 利用者等に対する当該指針の閲覧に関する事項

本方針は本会のホームページに掲載するとともに、職員休憩室に常設する。

#### 10.その他虐待の防止の推進のために必要な事項

- (1) 本会の職員以外による虐待等を発見した場合は、法令に基づいて適切に対応をする。
- (2) セルフネグレクト(自己放任)を発見した場合は、サービス等の紹介を行うとともに、必要に応じて適切な関連機関への案内を行う。

(附 則)

この指針は令和 4年 4月 1日より適用する。

# 社会福祉法人東温市社会福祉協議会身体拘束適正化のための指針

### 1. 法人における身体拘束等の適正化に関する基本的考え

社会福祉法人東温市社会福祉協議会(以下、「本会」という。)は、高齢者虐待防止法、障害者虐待防止法並びに児童虐待防止法の趣旨を理解し、利用者に対する身体拘束に関して次の方針を定め、全ての職員に周知徹底する。

- (1) 身体拘束は廃止すべきものである。
- (2) 身体拘束廃止に向けて常に努力する。
- (3) 安易に「やむを得ない」で身体拘束を行わない。
- (4) 身体拘束を許容する考え方はしない。
- (5) 身体拘束を行わないための創意工夫を忘れない。
- (6) 利用者の人権を優先させる。
- (7) やむを得ない場合、利用者とその家族に丁寧に説明を行ってから身体拘束を行う。
- (8) 身体拘束を行った場合は、常に廃止する努力を怠らず、「身体拘束ゼロ」を目指す。

#### 2. 身体拘束適正化委員会

身体拘束を適正化することを目的として身体拘束適正化委員会(以下、「委員会」という。)を設置する。

- (1) 委員会は年1回以上開催し、利用者に対する緊急やむを得ない場合の身体拘束の必要性の 検討を行う。
- (2) 委員会は次に揚げる者で構成し、事務局長を委員長とし、在宅福祉課長を身体拘束適正化 担当者とする。
  - ①事務局長
  - ②在宅福祉課長
  - ③在宅介護係長
  - ④サービス提供責任者
- (3) 利用者の身体拘束を行う必要性が生じた場合、委員会は次の内容に基づき判断を行う。
  - ①利用者の生命及び身体が危険にさらされる可能性が著しく高いか否か。
  - ②身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する方法が無いか否か。
  - ③身体拘束その他の行動制限が一時的なものであるか否か。
- (4) 利用者が前項における要件を全て満たしていると委員会が判断した場合は、遅滞すること なく委員長は職員に対して次の内容を指示する。
  - ①利用者または家族に対し、身体拘束等に関する説明書(様式第1号)に基づいて説明を 行う。
  - ②利用者または家族の同意を得たうえで利用者に対して身体拘束等が行われる場合は、利用者の態様、時間及び心身の状況を記録する。
  - ③身体拘束等が行われている場合は、緊急やむを得ない身体拘束等に関する経過観測・再 検討記録(様式第2号)に基づき、身体拘束等を解除することを目標に委員会において 継続的に検討を行う。

#### 3.職員研修に関する基本的な考え

職員の新規採用時に身体拘束適正化に関する研修を行うとともに、介護保険指定サービス事業、障害 福祉指定サービス事業に従事する職員に対して年1回以上身体拘束に関する研修を実施する。研修の実 施内容については、研修資料、実施概要、出席者を記録し5年間保管する。

### 4. 発生した身体拘束等の報告方法等の方策に関する基本方針

身体的拘束等の事案については、その全ての案件を本会内に設置された虐待防止委員会及び会長へ報告する。

#### 5. 身体拘束等発生時の対応に関する基本方針

本人または他の利用者の生命または身体を保護するための措置として、緊急やむを得ず身体拘束を行わなければならない場合は、以下の手順に沿って実施する。

- (1) 委員会において身体拘束等の必要性の有無について検討する。
- (2) 委員会において身体拘束等を選択した場合は例外三原則(①切迫性②非代替性③一時性)について該当するにいたった経緯、理由についての記録及び拘束の方法、場所、時間帯、期間等について検討し本人・家族に対する同意書を作成する。
- (3) 身体拘束の内容・目的・理由・拘束時間または時間帯・期間・場所・改善に向けた取り組み方法を詳細に家族に説明し同意を得る。

#### 6.利用者等に対する本方針の閲覧に関する基本方針

本方針は本会のホームページに掲載するとともに、職員休憩室に常設する。

### 7. その他身体拘束等の適正化の推進のために必要な基本方針

身体拘束等が発生した場合、東温市高齢者虐待相談対応窓口、東温市障がい者虐待防止センターにその対応について適宜助言を求める。

#### (附 則)

この指針は令和 4年 4月 1日より適用する。

# 身体拘束等に関する説明書

1		(2) (3) &	至し個にし	くおりれ	<b>るため、</b>	紫温や	ひを侍う	9 F
	記の方法と時間帯において最小限	度の身体拘束	見をさせてい	ハただきる	ます。			
(1	)利用者の生命及び身体が危険に	さらされる『	可能性が著	しく高い。	と判断され	れた場合	<u>`</u> ,	
(2	)身体拘束その他の行動制限を行	う以外に代替	替する方法 を	が無いと判	判断され	た場合。		
(3	)身体拘束その他の行動制限が一	時的なもので	であること。					
	個別の状況による拘束、 行動制限の理由							
	身体拘束、行動制限雄方法 (場所、部位、内容)							
	身体拘束、行動制限の時間帯及 び時間							
	特記すべき心身の状況							
上記の	とおり実施します。							
					令和	年	月	日
					東温	市社会	福祉協詞	義会
				会長			(公印	佫)
			説明者					
	上記の件について説明を受け、身	▶体拘束その	他の行動制	限につい	て了承し	ました	0	
	令和 年 月 日							
			氏 (本人との紀	•		)		

# 様式第2号

# 緊急やむを得ない身体拘束に関する経過観察・再検討記録簿

利用者氏名

様

13/11/15/24	197		
年月日時間	心身の状態等の観察・再検討結果	会議参加者	記録者
年月日時分			
年 月 日 時 分			
年 月 日 時 分			
年月日時分			
年月日 時 分			
年月日時分			
年 月 日 時 分			

# 社会福祉法人東温市社会福祉協議会 感染対策のための指針

#### 1. 法人における感染対策に関する基本方針

社会福祉法人東温市社会福祉協議会(以下、「本会」という。)は、利用者及び職員等(以下、「利用者等」という。)の安全確保のため、平常時から感染症の予防に十分留意するとともに、感染症発生の際には、迅速に必要な措置を講じなければならない。そのため本会は感染症の原因の特定及びまん延防止に必要な措置を講じることができる体制を整備し運用できるように本指針を定める。

#### 2.注意すべき主な感染症

本会があらかじめ対応策を検討しておくべき主な感染症は以下のとおりとする。

- (1) 新型コロナウイルス
- (2) インフルエンザウイルス
- (3) 胃腸炎ウイルス (ノロウイルス、ロタウイルス、O157等)
- (4) メチシリン耐性黄色ブドウ球菌 (MRSA) 緑膿菌感染症等
- (5) 血液を介して感染する感染症(肝炎(B.C型肝炎)等)
- (6) 国内でパンデミックが発生した新型ウイルス、その他感染症

#### 3. 平常時の感染症予防対応

- (1) 事務局長は、報道等で国内国外の感染症に関する情報の収集を行う。
- (2) 各課長は、職員の健康状態の把握を行う。
- (3) 職員は、発熱等感染症を疑われる時は上司に連絡し、出勤しない等の対応を行う。
- (4) 職員は、事務所内の衛生を保つ。
- (5) 職員は、必要に応じて、手洗い、手指消毒、マスク等の着用など感染予対策を行う。

#### 4. 感染症発生時の具体的対応

感染症が発生した場合、本会は利用者等の生命や身体に重大な影響を生じさせないよう、 利用者等の保護及び安全の確保等を最優先とし、次の措置を講じる。

- (1) 発生状況の把握
- (2) 感染拡大の防止
- (3) 医療措置
- (4) 報告が義務付けられている病気と判明した場合の行政・保健所への報告
- (5) 保健所及び医療機関との連携
- (6) 必要に応じた職員の出勤停止

#### 5. 感染症対策委員会

本会での感染症の発生を防止するとともに発生時における適切な対応を行うため、感染症 対策員会(以下「委員会」という。)を設置する。

本会における委員会の運営責任者は事務局長とし、当該者をもって「専任の感染対策を担当する者」以下「担当者」という。)する。

2, 各課長・センター長及び衛生管理者を委員とする。

- 3,委員会は年2回、概ね6月に1回開催するほか、感染症の状況に応じて開催する。
- 4,委員会では次に揚げる事項について検討を行う。
- (1) 本会内における感染症予防体制の確立に関すること
- (2) 感染予防に関する情報収集とその共有
- (3) 本会内で報告のあった感染事例の対応策に関すること
- (4) 感染予防のためのマニュアルに関すること
- (5) 職員を対象とした感染予防のための研修に関すること
- (6) その他感染予防のために必要なこと

# 6. 感染症防止のための研修等について

職員に感染予防対策の基本的な考え方、及び具体的対応策の周知を図ることを目的に研修 及び訓練を実施する。

(1) 研修および訓練は年1回以上実施する。

(附 則)

この指針は令和5年 12月 1日より適用する。